

デイサービスセンター日野 重要事項説明書

当事業所は、利用者に対して指定通所介護サービス及び通所型サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

事業所の名称	デイサービスセンター日野
所在地	佐世保市日野町 8 5 6 - 1 0
電話番号	0 9 5 6 - 2 8 - 3 8 6 5
開設年月	平成 1 5 年 4 月 1 日
利用定員	2 5 名

事業の目的

要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、適正な指定通所介護事業及び指定第 1 号通所事業を提供することを目的とします。

運営の方針

利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行います。

営業時間

月～土	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
定休日	日曜日・1 月 1 日、2 日

職 種	勤 務 形 態
1. 管理者	1 名 生活相談員兼務・常勤
2. 生活相談員	3 名 1 名 管理者兼務・常勤 2 名 介護職兼務・常勤
3. 看護職員	2 名以上 機能訓練員兼務・常勤
4. 介護職員	4 名 2 名 介護職員専従 (2 名常勤) 2 名 生活相談員兼務・常勤
5. 機能訓練指導員	2 名以上 看護職員兼務・常勤
6. 事務職員	1 名 常勤

職務内容

管 理 者	事業所の従業者の管理及び業務の管理を行います。
生活相談員	利用の申し込みの調整、他の従業者に対する相談助言、技術指導、計画の作成を行います。
看 護 職 員	利用者の健康保持、予防、主治医との連携を保ちます。
機能訓練員	日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行います。
介 護 職 員	利用者の通所介護計画及び通所型サービス計画に基づき、指定通所介護・通所型サービスの提供に当たります。
事 務 職 員	事務全般を行います。

サービス内容

- ①送迎 : あらかじめ送迎時間を連絡し、ご自宅へ送迎致します。
- ②入浴 : 入浴を行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。
- ③運動器機能向上 : 機能訓練指導員により、利用者の心身・精神等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。
- ④食事の提供を行います。
- ⑤身体介護に関すること。
- ⑥相談・助言に関すること。
- ⑦延長サービス : 利用者及び家族の要望により特別な需要がある場合は、午後 5 時 30 分より午後 7 時 30 分までを延長サービス時間帯とします。

通所介護サービス利用料金

介護保険 1 割負担の場合

3 時間以上 4 時間未満の場合

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
370 円	423 円	479 円	533 円	588 円

4 時間以上 5 時間未満の場合

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
388 円	444 円	502 円	560 円	617 円

5 時間以上 6 時間未満

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
570 円	673 円	777 円	880 円	984 円

6 時間以上 7 時間未満の場合

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
584 円	689 円	796 円	901 円	1,008 円

7 時間以上 8 時間未満の場合

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
658 円	777 円	900 円	1,023 円	1,148 円

1	入浴介助加算	¥40/日
2	個別機能訓練加算 I (イ)	¥56/日
3	個別機能訓練加算 I (ロ)	¥76/日
4	個別機能訓練加算 II	¥20/月
5	生活機能向上連携加算 II	¥100/月
6	口腔・栄養スクリーニング加算 I	¥20/6ヶ月に1回
7	科学的介護推進体制加算	¥40/月
8	ADL維持等加算 I	¥30/月
9	ADL維持等加算 II	¥60/月
10	サービス提供体制強化加算 I	¥22/日
11	サービス提供体制強化加算 II	¥18/日
12	介護職員等処遇改善加算 I	所定単位数の92/1000

通所型サービス利用料金

事業対象者	1月につき	1,798円
要支援1	1月につき	1,798円
要支援2	1月につき	3,621円

1	生活機能向上連携加算	Ⅱ		¥200/月
2	口腔・栄養スクリーニング加算	Ⅰ		¥20/回
3	科学的介護推進体制加算			¥40/月
4	サービス提供体制強化加算	Ⅰ	要支援1	¥88/月
5	サービス提供体制強化加算	Ⅱ	要支援1	¥72/月
6	サービス提供体制強化加算	Ⅰ	要支援2	¥176/月
7	サービス提供体制強化加算	Ⅱ	要支援2	¥144/月
8	介護職員等処遇改善加算	Ⅰ		所定単位数の92/1000

- 介護保険自己負担額については、介護保険負担割合証による自己負担に応じた額とします。
- 利用者都合により利用時間の短縮があった場合は、その利用時間に合わせた料金が発生する場合があります。

その他の費用の額

次の各号に掲げるもののうち該当する費用の支払いが必要になります。

- ア. 食費 550円
- イ. 通常の営業日及び営業時間帯を超えて通所介護を提供する場合の費用。
1時間1,000円
- ウ. 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用。(通常の事業の実施地域を越えた地点からの実費)
- エ. おむつ代等にかかる費用等は、実費負担。
- オ. 通所介護(通所型サービス)の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者にご負担頂く事が適当と認められた費用。

ア～オの支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に説明した日付、説明者の署名を記入致します。

利用料金については、当月分を次月の第1週目に請求書を発行し現金及び振り込みにて徴収するものとします。

利用の中止・変更

- 利用予定日の前に、利用者の都合により、事業の利用を中止又は変更することができます。この場合には、サービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。
- サービス利用の変更の申し出に対して、事業所の稼動状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議します。
- 当事業所の介護その他の援助が適切に実施出来ないと、判断された場合は利用を終了させて頂く場合があります。

通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、日野中学校区及び相浦、赤崎、光海中学校区とする。

サービス利用にあたっての留意事項

利用者は指定介護又は指定第1号通所事業の提供を受ける際に、次の事項について留意するものとします。

- 一 サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- 二 入浴サービスを利用する際はその日の健康チェックを踏まえ看護師の指示に従う。
- 三 レクリエーション（余暇活動）に参加する際は、集団援助技術における生活の質に視点を置いた内容であることを理解する。
- 四 運動器機能向上サービスを利用する際は、機能訓練指導員等の生活リハビリの視点のもとその指導に従う。
- 五 送迎サービスを利用する際は、その日の何らかの都合により指定された時間に遅れることもあることを考慮に入れ指定された場所を移動しない。
- 六 サービスの利用にあたっては、利用申し込者又はその家族に対し、重要事項を記した文章を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得る。

非常災害対策、感染症対策

非常災害対策に備えて、消防計画、風水害、地震、感染症等に対処する計画を作成し、防火管理者または火気・消防、災害等についての責任者を定め、非常災害対策を行います。

- 一 防火管理者は当該防火対象物の長である施設長を当て、火元責任者には事業所看護師をあてる。
- 二 始業時・終業時には火災危険防止のため自主的に点検を行う。
- 三 非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。
- 四 非常災害設備は常に有効に保持するよう努める。
- 五 火災の発生や地震等の災害が発生した場合は被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行にあたる。
- 六 防火管理者または災害対策責任者は、従業員に対して教育、訓練を実施する。

- ① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・非難）・・・・・・・・年1回以上
- ② 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・年1回以上
- ③ 非常災害用設備の使用法の徹底・・・・・・・・随時

七 自然災害や感染症の業務継続計画の研修や訓練を実施する

・・・・・・・・各年1回以上

八 その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

身体拘束

- 一 利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をおこないません。
- 二 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

秘密保持

当事業の従業者であった者については、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させます。

その他運営に関する重要事項

- 1 当事業の従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備します。
 - 一 採用時研修 採用後3か月以内
 - 二 継続研修 年2回以上
- 2 当事業の従業者は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示します。
- 3 この事業を行うため、ケース記録、サービス決定調書、利用者負担金収納簿、その他必要な帳簿を整備します。

緊急時及び事故発生時における対応方法

利用者の病状等に急変その他緊急事態及び事故が生じたときは、速やかに主治医に連絡をとり、その指示に従います。

主治医連絡先

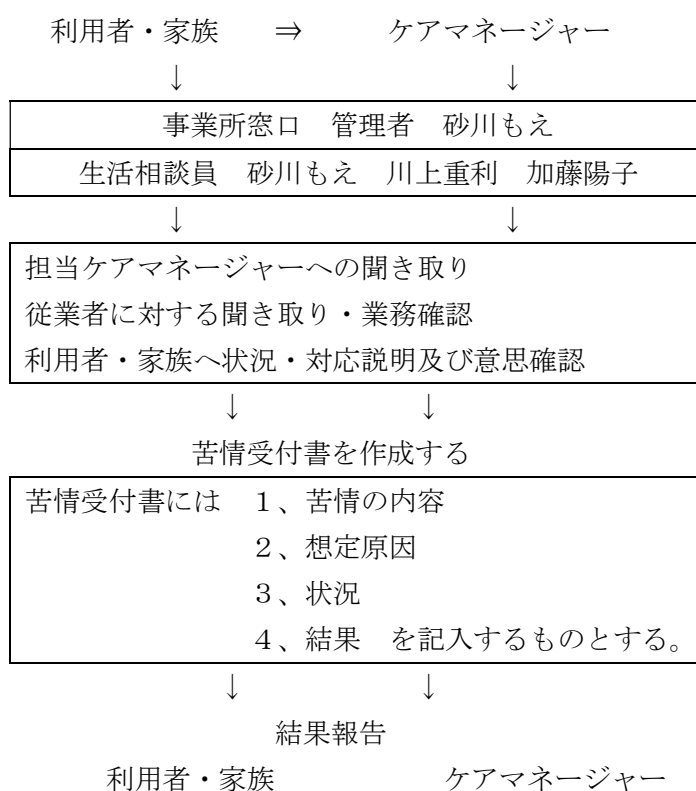
家族連絡先

サービス内容に関する苦情

<苦情処理>

- ・当事業所における苦情やご相談は、窓口で受け付けます。
- ・利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って苦情処理に当たることを基本とします。
- ・利用者からの苦情に対応する窓口を設置し、サービス提供等に関する要望・苦情に対して迅速に対応します。

苦情処理の流れ



相談及び苦情受付窓口

【事業者の窓口】 デイサービスセンター日野	所在地 佐世保市日野町 856-10 電話番号 0956-28-3865 ファックス番号 0956-28-5344 受付時間 8:30～17:30
【市町村の窓口】 佐世保市役所 長寿社会課	所在地 佐世保市高砂町 5-1 電話番号 0956-24-1111 受付時間 8:30～17:15
【公的団体の窓口】 長崎県国民健康保険団体連合会	所在地 長崎県今博多町 8-2 電話番号 095-826-1599 受付時間 9:00～17:15

提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	
実施した直近の年月日	
実施した評価機関の名称	
評価結果の開示状況	

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者が事業者から説明を受け、1通ずつ保有するものとします。

指定通所介護サービス又は、指定第1号通所事業サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

説明者 〈氏名〉 _____